

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

\*以下の問題には、2022年4月1日に施行されている法令に基づいて解答すること。ただし、それ以降に施行される法令に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはない。

〔第1問〕 次の【設問1】および【設問2】について、判例の考えに即して、それぞれ簡潔に答えなさい。（配点 60 点）

【設問1】

Aは、Bに対し、100万円の金銭債権甲を有していた。2022年10月1日、Aは、甲をCに譲渡し、同日付の内容証明郵便でBに対し譲渡の通知を発信した。ところが、Aは、同月2日、Dに対しても甲を譲渡し、同日付の内容証明郵便でBに対し譲渡の通知を発信した。

この場合において、下記の(1)または(2)の事情があったとき、CはBに対し弁済を請求することができるか。できるとすれば、請求額はいくらか。合計 15 行程度で答えなさい。

- (1) Cへの譲渡の通知が2022年10月4日にBに到達したのに対し、Dへの譲渡の通知は、同月3日にBに到達した。
- (2) 2つの譲渡通知は、いずれも2022年10月3日にBに到達したが、その到達の先後は不明である。

【設問2】

Aは、建設業者Bとの間で、A所有地上に建物を建築する旨の請負契約を締結した。Bは、この工事を別の建設業者Cに一括して請け負わせた。Cは、自らの費用で資材を調達し、甲建物を完成させたが、Bから報酬の支払を一切受けておらず、引渡しにも応じていない。A・B間の契約およびB・C間の契約には、完成した建物の所有権の帰属について、明示的な特約がなかった。

この設例において、甲の所有権は誰に帰属しているか。(1)AがBに報酬を全く支払っていない場合と(2)甲の完成前に全額支払った場合とに分け、合計 15 行程度で答えなさい。

〔第2問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 40 点）

【事例】

1. Aは幼少期に母Bを病気で亡くし、父Cと2人で豊中市の賃貸マンションに暮らしてきた。2020年4月、Aは18歳の時に大阪市にある有名な音楽学校に入学し、プロのピアニストを目指すようになった。
2. Cは、2019年4月に、勤めている会社の同僚であるDと親しく付き合うようになった。

Cは、2020年4月に、Dとの間で、AがCから独立して生活するようになったら豊中市にマンションを購入して2人で共同生活を始めるという約束をした。

3. 2022年10月に、亡Bの父E（Aの祖父）は、自らが介護付き高齢者施設に入所するのを機に、それまで居住していた豊中市にある甲不動産（時価4000万円）を、Aがピアニストになるために必要な留学その他の費用に充ててほしいと願ってAに贈与し、所有権移転登記手続を済ませた。
4. 同年12月に、DはCにある提案をした。Dによると、Aがまだ経済的に独立していない状況で、祖父から甲の贈与を受けたことは、Aに経済的な逃げ道を与えてしまうことになり、Aがピアニストになる上で大きな妨げになるに違いなく、甲をAから取り上げるべきであるとのことであった。CはDの提案に同意し、甲を売却して得た資金をC・Dが将来住むマンションの購入に充てることにした。
5. 2023年4月、Aが21歳の時に、Cは、不動産業者であるFとの間で、甲の売買契約を締結した。代金の4000万円は即日FからCに交付された。CはFから受け取った4000万円を、自らがDと住むために購入したマンションの代金の一部として売主に支払った。
6. C・F間の甲の売買契約においては次のような経緯があった。Cは、甲を売却する権限をAがCに与えると記載された委任状をFに示し、Aの実印と印鑑登録証明書を持ち、Aの代理人として行動していた。Cは甲の売却について、Aが祖父であるEからピアニストになるための留学費用を始めとする学費の捻出のために贈与されたので、Eの意思に沿って、Aのために売却するのであるなどとFに話しており、Dとの共同生活のための資金を捻出する目的やそれを推測させるような事情をFには全く説明しなかった。Fは、念のためAに会って甲の売買契約について意向を確認したいとCに申し出たが、Cが声を荒げて「その必要はない。Aは今ピアノコンクールに向けてレッスンに集中しているので、邪魔しないでほしい。」と頑なに拒否したので、多少不審には思ったものの、Aへの確認を諦めた。Aは、Cに甲を売却する権限を与えたことはなく、委任状を作成したこともなかった。
7. 2023年5月に、Cは交通事故により死亡し、Aが単独でCを相続した。

#### 【設問】

2023年6月に、FはAに対して甲の所有権移転登記手続を請求した。この請求の根拠を2つ明らかにした上で、それぞれの請求が認められるかについて検討せよ。